

## 研究論文

## 高級合作社の成立から見る中国低層部における国家権力

祁 建民\*

## はじめに

帝政以降の中国における国家権力については、伝統的観点として、大体県レベルまでと認識されている。和田清は中国の帝政時期の政治体制について、国家の統轄は州県まで、その以下の一般庶民には殆んど及ばなかったと指摘した<sup>1)</sup>。清水盛光も県以下は国家機関と直接に関与せず「郷人をして郷を治めるという方法を採用した」<sup>2)</sup>という見解を示している。スキナーも清末では、県レベル以下の政治統治は「非公式な準政治組織より弱く、ほとんど効果的ではなかった」と述べている<sup>3)</sup>。県レベル以下の村落に於ける国家権力と権威がどのような形で動いたのかについては、多数の研究者が共同体、郷紳、宗族、権力的文化ネクサスなどの「自治」・「自律」・「慣習」及び「仲介」・「第三領域」などといった面から解釈してきたが、国家権力そのままの形の存在は軽視されてきた。

しかし、近年では、県レベル以下、或いは民間社会にも国家権力がきちんと存在するという観点及び中国における「国家」と「社会」との関係の独自性に関する研究が現れた。以下の研究は注目すべきであろう。

第一には、日本の中国史研究会の専制国家論について、基層社会における国家権力をめぐる研究が目立つ点が挙げられる。この研究会の共

同研究によれば、主権が集中した専制国家は小経営を直接に編成した。国家編成の展開の基底は小経営の生産関係であるという。唐宋以降は人間関係の基調が、家族主義的な集団的關係を基本とするものから、個別の人間関係（契約関係等）を基本とするものへ変化していったという観点が提出された<sup>4)</sup>。日本の中国史研究会のこの研究は、国家・個人間の統治関係を明らかにし、家族を国家の社会統治に於ける仲介役に据える見方を否定した。第二には、ヘレン・シュウ（Helen, Siu）が伝統的な中国社会では県以下の社会が自治的社区だという主流的な理論を批判した。ヘレン・シュウによれば、国家は基層社会からエリートを培養し、国家の行政を担当するエリートはそれぞれのネットワークを利用して、民間社会を制御しているという<sup>5)</sup>。この研究はエリートを村落社会側の代表として見なすことが困難であり、実際には彼らの基本的な立ち位置が、国家の側に引き寄せられたことを明らかにした。第三には、魏光奇が秦漢以後、国家組織はつぎつぎに他の社会組織を吸収し、中国社会は徐々にばらばらとなり、弱体化してきた状況を指摘した<sup>6)</sup>。国家権力の強大化は社会の弱体化を招き、社会組織の管理は、自律的な要因ではなく、主に国家権力によって左右された、という。第四には、夫馬進の善会善堂についての研究からヒントが得られる。夫馬によ

\*長崎県立大学国際情報学部教授、山西大学中国社会史研究中心特聘專家

れば、パブリックなものの成長という視点から研究して、国家から独立的なパブリックなものは発見できなかったという。清代における善堂経営を見るかぎりでは、「国家と社会は相い交わらないものということは決してなく、逆に大きく交わり影響を与えあった。」中国の「国家も生命体として極めて柔軟であり、新しいものを貪欲に吸収していったのである。」また、民間人は国家が善堂経営に介入することを拒否しない。「国家庇護は必要であった。」従って、「国家が介入してゆくメカニズム、介入してゆかざるをえない構造を我々はここに思うべきであるし、「国家」がいかに「社会」を変形するかをも思うべきである。そしてここにこそ、ヨーロッパ史とは違う中国史の独自性を見るべきである。」と提起した<sup>7)</sup>。夫馬進の研究は、国家と対立的で且つ独立性を具えるパブリックは存在しないという観点について、善会善堂が出現した城市の社会組織を考察対象として導き出した結論ではあるものの、村落と国家との関係についての研究にも啓示を与えるものであった。

また、小田則子は清末華北村落の「公議」(華北村落の中には、様々な集団的な行為が存在し、村落(里、甲)あるいは宗族の構成員は共同事業を行っていた。このような集団的な行為を運営し、実施するにあたって、郷村の有力者や「荘」の首事人たちは合議の席で取り決めを行い、これに対して村人や宗族の構成員が協議したり同意したりしていた。こうした活動を「公議」という。)についての研究によって、つぎのような結論を得た。即ち華北の郷村の合議(「公議」)のなかには、県政府と対抗するかに見える自律的な輿論形成の活動や、広域的な公益事業が出現するわけではない。郷保の選出、同族の土地の管理、首事人への訴訟、村廟の修理、祭りの運営、道や橋の修理、共有物の管理、

賭博の禁止、打更の実施など様々のことを県へ報告、提訴、請願、命令を求めた<sup>8)</sup>。この研究成果は、村落の権威は柔軟であり、村落秩序の維持には国家権力の介入が必要不可欠であったことを説明している。

更に、中国の農民運動の視点から、ピアンコ(Bianco, Lucien)が次のような見解を示している。即ち統治者のエリートとしての代表者は官吏で、地主ではなく、国家権力は農民自身が身近に、直接的に感じられた統治者であった<sup>9)</sup>。農民にとって、そのような圧迫者は村落内からではなく、国家権力からもたらされた者であり、国家と農民の統治関係が、中国に於ける統治の基本的な構造関係であることを明示したのである。

以上の研究は中国での善堂などの団体と県レベル以下の国家権力の存在などの特質について明らかにしており、大きなヒントを与えてくれる。本稿は一九五〇年代高級合作社の成立過程の分析を通して現代中国基層社会における国家権力の強さを考察することを趣旨としている。また、本稿は華北村落において国家権力の伸ばすことを考察することだけでなく、村からの国家権力に対抗することに対しても注意を払っている。

## I .近代華北村落における国家権力の表現

古代中国以来、皇権国家統治の正当性は、すべての土地と臣民が皇帝を頂点とした支配体制の下に組み込まれ、「溥(普)天の下、王土に非ざるは莫く、率土の浜、王臣に非ざるは莫し」という言葉に示されるように、皇帝はすべての臣民に対する支配権力を有するという点に由来していた。事実、一九四〇年代当時の華北の調査村に於ける農民たちの認識も、被支配者の立

場に立って、このようなものであったことは、以下に紹介する満鉄調査員が農民に対して行った聞き取りからも裏付けられる。

[ 質問 ] 「一体土地は誰のものか」

[ 答え ] 「これも国家のものだ。人々は借りているから田賦を納めているのだ。」

[ 質問 ] 「土地は国家のものだが、雨水は地上に落ちると民有になるのか」

[ 答え ] 「否、双方とも国家のものだ。」

[ 質問 ] 「土地の上の方は何代も使い慣れ肥料を与えたりしているから、これは個人のもので、下は純粋に国家のものと考えられていないか」

[ 答え ] 「上も下も国家のもの」さらに、「(地下)水は四方より来たものであるから。即ち元来その土地の下にのみあつたのでない。又土地も国家のものだから、一人の人が我尽に独占しては不可だ。」<sup>10)</sup>

このように「王土・王臣」の観念が庶民レベルの政治文化として、中国における専制国家統治の基盤になっていたことが知られよう。

県レベル以下において、村落内の国家権力はハードなものとソフトなものの両者が共存していた。ハードなものとしては、里甲、保甲、郷地などの村落制度及び徴税、治安、裁判、科挙、教化などの国家機構・権能が挙げられ、一方ソフトなものとしては儒教儀礼、民間信仰などがあった。村落の保甲長、村長、庄長等は、国家行政の末端の役に任ぜられると同時に、民間利益の代表者・有力者をも兼任する二重の身分を有しており、彼らは国家、あるいは民間としての選択を臨機応変に行い、戦略を立てて行動していた。

専制国家権力は、里甲、保甲、郷地制度のよ

うな「編戸齊民」政策の下に、徴税、徭役、治安、勸農、教化などを実施し、人民の一人一人を直接把握する個別的・人身的支配体制を整備した。秦漢以降、王朝による民衆へのコントロールは、血縁関係ではなく戸籍制度を通じて行われ、ある学者は「中国専制国家は前近代の国家のなかでは国家の社会からの分離・独自化が最も進んだ国家である。」<sup>11)</sup>と指摘し、比較史の視点から、古代中国における王朝支配と社会との関係を明らかにした。古代より中国では、国家によって社会が編成され「編戸齊民」の制度が整備されてきた<sup>12)</sup>。明代と清代の前半は里甲制、保甲制を実施したが、それ以前の制度は、すべて戸籍に基づいた人丁を対象として編成されたものであった。清代中期以後、「攤丁入畝」(康熙年間、「人丁」基準の科派は、「田土」に一本化し、康熙末年、「地丁銀」が出現する。その後、固定化された丁銀の額を、土地税の完全な付加税として徴収する。雍正年間、いわゆる「地丁銀」が全国の通制となった。「人丁」が王朝の課税対象から消滅した)が実施されるようになると、人口の流動と土地の売買が増加したため、戸籍制度は衰退し、その結果、より緩やかな管理の枠組みとして華北地域に於いて郷地制度が誕生するに至った。即ち、県と自然村の間に、区画がなされ、在地組織が設立されたのである。この区画は地方、官村、郷、鎮、田、童、庄、路、鋪、廠、約、保、牌など様々な名称があり、各区画は幾つかの自然村を包括していた。この区画と村に於いて責任者が設けられ、彼らは地方、郷約、保正、保長、地保、廠正、社董、牌頭、郷長、村正、村長、村副、村佐、門戸などと称されていた<sup>13)</sup>。

このように再整備された在地の統治組織を統制すべく専制国家は教化を重視し、国家のイデオロギーを普遍的に社会に注ぎ込もうと努め

た。正に清水盛光が「成俗化民が政治の重要な一条目とされて」いた<sup>14)</sup>と指摘したように、教化は、専制国家の行政体制に対応して発達したイデオロギー装置であった。中村哲は、中国専制国家は「小経営生産様式の発展に対応して、国家機構の面では皇帝制・官僚制・軍事機構・財政機構、社会編成の面では鄉村統治組織、イデオロギー装置を発達させてゆく」と述べた<sup>15)</sup>。このような非閉鎖的・流動的な社会の中において、立身出世の近道となったのが科挙制度であり、科挙試験の内容を通じて民衆に浸透し、紳士や読書人と呼ばれる人々は、鄉村内の社会的優位性を以て国家意思を体現したのである。滋賀秀三は、このように中国に於いて「価値体系としての等質性が目立つ」と示唆した<sup>16)</sup>。その原因は、科挙に負うところが大きいのである。

王朝は宗法関係と儒教理念を利用し、「郷約」を通じて、「礼」「忠」「孝」などの儒教理念を宣伝した。国家権威と儒教権威とは一元化して、「国家意思への服従が規範への敬虔な順応と意識され」た<sup>17)</sup>。漢代の「三老」制度、宋代の「呂氏郷約」などが教化の役割を負った、清代には数回「聖諭」を出した。順治九年（一六五二年）には「六諭臥碑を公布・実施し、八旗直隸各省に郷約を挙行せしめ、毎月朔〔一日＝ついたち〕、望日〔十五日〕に公所に聚集して宣読すべし。父母に孝順、長上を尊敬、郷里和睦し、子孫に教訓し、各々生理を安んじ、非為を作す毋れ」と通達した<sup>18)</sup>。

民俗宗教の中にも、国家権力の影響が明確に現われた。『慣行調査』によると、華北の農民意識における天（玉皇上帝）の秩序は次のようなものである。地上の諸現象の「一切は天老爺（玉皇 引用者）の意図による」、玉皇の側には四大天王・十八羅漢・二郎・哦咤などがい

る。これらの存在はその日の天候を随便（自由）に按配してはならない。玉皇の意に反してはいけない。随便は絶対に不可である<sup>19)</sup>。城隍廟には城隍神がある。これは陰間（人間社会は陽間）の県知事にあたり、地方官吏である。その下に土地神がある、土地神は郷官であり、管理する範囲が狭い。彼は「人間の善悪を城隍神に報告して、凶吉を与える」<sup>20)</sup>。

以上民間信仰の表現をみると、上天の玉皇上帝及びその統治秩序が地上の皇帝（天子）およびその統治秩序と類似していることが分かる。城隍廟と土地廟との関係、土地爺の村民への監視も、国家権力の地域社会におけるかかわり方と酷似し、翻ってそうした民間信仰における秩序イメージが国家権力の存在を正当化していたことを象徴している。

このような有形無形の形を取りながら、清末以前の県レベル以下においても国家権力の強い影響は存在していた。全ての土地は国家に属するという強固な観念、戸籍編成による民衆掌握の統治の伝統、忠孝一体の長期の教化及び上天（玉帝）を中心とする民間信仰によって、王朝は臣民を専制国家統治の下に直接的に帰属させてきた。国家権力が時と場所を問わず、常に存在していたが故に、あらゆる農民蜂起はいずれもその矛先を国家政権へと直接向けることになったのである。したがって、県レベル以下には国家権力は存在せず、郷紳などが支配する自律的社会であったという自治社会論は、華北村落の実際とは符合しないといえよう。

前近代の華北農村社会の中に、国家権力は明らかに存在した。しかし、この種の国家権力は県以上の官僚機構に依存してその権力を行使したのではなく、固有の社会結合を利用し、それに依存しなければならず、そのようにしてはじめて、その影響を発揮出来たのである。この点

については別の拙稿で論じた<sup>21)</sup>。

## Ⅱ．高級合作社の成立と国家権力

互助組と初級合作社では、農民は「自主」的に加入し、土地と大農具を個人で所有していたが、高級合作社は村民全員が加入しなければならず、土地と大農具も集団化された。これは国家によって強制的に実現されたものであり、国家は高級合作社及び人民公社を通じて、農民全員を「軍事」組織的に厳密に編成し、村落の生産と生活を厳しく管理した。

高級社は村落全員の参加が義務付けられていた。以前は不参加であった中農と貧農もいたが、高級社には地主と富農とともに全員参加しなければならなかったのである。村人は初級合作社には自由に参加したが、高級社には「皆参加した。」<sup>22)</sup>初級社の時には地主と富農は参加することができなかったが、一九五六年国家は地主と富農の中の「態度がよく、生産に励んでいるものは入社を認め、その成分を改めることを許可し農民と称する」<sup>23)</sup>と規定して、地主と富農も入社できるとした<sup>24)</sup>。初級合作社には退社は自由だったが、高級合作社には全員加入し<sup>25)</sup>、高級合作社への参加を要求された<sup>26)</sup>。

高級合作社の成立は国家政策により、急速に完成していった。鄭宝明によれば、高級合作社には事実上全村の農家がすべて加入し、それは「そのような情勢が到来した」という認識があったことによる。<sup>27)</sup>山西省のある中共古参幹部によれば、高級合作社は「風」の勢いで一気に設立された<sup>28)</sup>。

高級社が初級社と異なる点は土地の集団化であり、この点は農民にとって非常に重要な問題であった。張麟炳によれば、「初級社の時には東西の社員に分かれていたが、高級社は【合併

されて】一つになった。」<sup>29)</sup>一九九〇年代の再調査の際、村民に「土地改革で、やっと土地を分配されたのに、また差し出すことに人々は同意したのか」と質問したところ、村民は「判らない人もいた。だが判らなくても従った。」と答え<sup>30)</sup>、やむをえない気持ちを表わした。趙鳳竹のインタビューによれば、その時「皆を集めて集会をし、国家の政策を貫徹するため方針に従うこと」を決定しており<sup>31)</sup>、高級合作社が完全に政府の命令によって作られたものあることがわかる。当時、各調査村の様子は次の通りである。

寺北柴村では、「県から馬建という人が来て、五つの初級社を併せて一つの高級社にし、<sup>32)</sup>全村民が参加した<sup>33)</sup>。

沙井村では、同村は高級社から人民公社へと急激に変化した。それは「何と言っても政府の命令」であった<sup>34)</sup>。

後夏寨村では、高級合作社の成立は「上級が指示し」<sup>35)</sup>、当時村にあった五つの初級社は、「政府の命令で、数か村が連合して、一つの高級合作社を作った。」<sup>36)</sup>これは「上級からの指示」により、すぐ達成された<sup>37)</sup>。

馮家村での劉錫領へのインタビューによれば、村の人は高級合作社に参加を希望しないものはいなかった。なぜなら、「参加しないということは飯を食べないということ」を意味し、「皆が入社を希望した。」<sup>38)</sup>「上級から人民公社に改組するように通知がきた。」ため、村民は従わなければならなかった<sup>39)</sup>。

山西省D村では、「1956年に高級合作社(紅旗社)には全戸が参加した。村にトラクターが設置されてトラクターが導入されたので、集団で農作業をせざるをえなくなった。」<sup>40)</sup>実は、高級合作社ができて、一部の村は生産水準が高まり、農民の生活も改善した。ある農民に

よれば、「高級社に参加して、生活レベルが上がった、なぜなら、その頃、馬や騾馬を使って耕作し、また、馬車で荷を運ぶ仕事をしていた。」<sup>41)</sup>

本来、初級合作社から高級合作社への変化は、農民の土地が完全に公に帰す巨大な変化であったが、実際には輕易に実現してしまった。その原因は、国家が農村においてすでに広範な統治の基礎を確立し、新たな国家の権威が村落にすでに確立されていたからであった。高級社

は村落の全構成員を包括しており、地主・富農も入社することができた。しかし、社内では彼らの階級成分による変化はなく、政治的待遇において平等な一員となることはできず、依然として別のものとして見なされ、国家権力にとって核心部分となる村落の社会結合の最周辺部に位置づけられた。

また、筆者は山西省太原市農業合作史の資料を利用して、各互助組の結成の経緯を調べて次の表を作成した。

表 1

高級合作社名	成立時期と規模	成立の経緯	その後の状況
趙家堡村高級農業合作社	1956年春、村全員参加、土地3500畝。	毛沢東の鶴の一声で全国的に集団化運動の大きな高まりが現れる情勢下成立。	一時混乱状態にあり、その後請負制を導入して、生産水準が高まる。
黄寨郷紅星高級農業合作社	1956年初頭、三つの村より構成し、328世帯、土地9076畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりが現れる情勢下成立。	水利工事をおこし、労働に応じて分配するので、生産水準が高まる。
烽火高級合作社	1956年1月、三つの村より構成し、310世帯、土地2649畝。	「右傾保守思想を批判する」風潮の中で成立。	農地、水利施設を改造し、副業をおこして、生産水準が高まったが、内紛が続くので、一つの村が高級合作社をぬける。
迎青高級合作社	1956年、109世帯、土地1040畝。	上級工作隊の求めるので、全世帯が入社させる。	混乱に落ち込む。一時合作社をぬける者もいる。
躍進高級合作社	1956年1月、三つの村から構成し、164世帯、土地1411畝。	上級工作隊が動員し、一部の農民が入社する気になくても、説得される。	請負制を導入し、農業技術を革新し、生産水準が高まる。
黄寨郷「五二」高級農業合作社	1956年春、14の村から構成し、614世帯、土地16752畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	請負制を導入し、気候が順調であるので豊作。
常青農業社	1956年、349世帯、土地3699畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	水利工事をおこし、野菜栽培技術を革新し、社員収入は増加。
葦院坪高級合作社	1956年、村全世帯入社。	県範囲内で全部高級合作社が成立。	不明。

民主社	1955年、村全世帯入社。	1955年10月中共『農業合作化に関する決議』が伝達してから、村の幹部が動員し、村民全員が入社。	ノルマ管理制度を設けて、多角的経営をする。生産水準が高まる。
灯塔社	1956年灯塔社は初級社を高級社に変える。そのあと西羅白社、東羅白社と統合し、照耀社が成立。	党の農業合作化に関する方針に従い、さらに「右傾保守思想を批判する」風潮の中で規模拡大。	混乱に落ち込んで、照耀社が解体し、灯塔社に戻る。ノルマ管理制度を設けて、水利をおこし、生産水準が高まる。
光明合作社	1956年春、会立村、郝家溝、紅岩、梭峪など四つの村より構成。190世帯、土地2400畝。	不明。	ノルマ管理制度を設けて、水利工事をおこし、少し増産したが、村の間に貧富の差があり、社員のモチベーションを挫ける。
星光社	1955年、178世帯、土地2878畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	請負制を設けて、生産水準が高まる。
花塔高級社	1955年、花塔、西鎮、楊家村など三つの村より構成、243世帯、土地1772畝。	「右傾保守思想を批判する」風潮の中で成立。	一時混乱に落ち込んだ、その後、ノルマ管理制度を設けて、多角的経営をして、社員の収入増加。
東光高級合作社	1956年、602世帯、土地7266畝。	「右傾保守思想を批判する」風潮の中で成立。	一時混乱に落ち込んだ、その後、ノルマ管理制度を設けて、果樹を栽培し、羊を飼育する。
中ソ友好高級農業合作社	1954年、上後背、下後背、泥屯、中兵、戴庄、蒿荒、周家山、廟底、耙齒溝など九つの初級社より構成する。	上の指示によって成立する。	混乱に落ち込んだ、社員のモチベーションを挫ける。1953年より、25%減産。
趙家山高級農業合作社	1955年、三つの村より構成し、38世帯、土地400畝。	「右傾保守思想を批判する」風潮の中で成立。	ノルマ管理制度を設けて、農地を改造し、生産水準が高まる。
柴村郷明光高級農業合作社	1956年1月、298世帯、土地4742畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	請負制を設けて、農地を改造し、農業技術を革新し、生産水準が高まる。

恒星農業生産合作社	1956年春、142世帯、土地2680畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	ノルマ管理制度を設けて、大規模な農地を改造し、電力を通じる。社員の収入増加。
瓜地溝高級農業社	1956年、118世帯、土地1894畝。	上の指導を受けて、成立する。	ノルマ管理制度を設けて、果樹を栽培し、副業をおこす。社員の収入増加。
白家庄集団社	1956年、九院、白家庄二つの初級社より統合して構成する。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれて、少数の個人経営世帯が強制的に入社させる。	運輸業をおこし、農地改造し、社員の収入増加。
新庄村高級合作社	1957年、村全世帯。	極左路線の影響を受け、強制的に成立された。	一時混乱に落ち込んだ、農民たちは公の物とされる前に家畜を屠殺し、樹木を伐採した。1957年の食糧生産高は1956年より2.1万キロ減産した。
前進高級農業生産合作社	1955年12月、河口、河下、磨石、寨上四つの村より構成し、435世帯。	上の工作隊が村に来て、宣伝・動員して、成立した。	統一経営をし、農業技術を改善し、増産したが、一部の農民の収入が減った。
擁憲高級農業合作社	1956年初め、村全世帯が参加した。間もなく別の焦武、柳杜、西寧安、東南安など4社と統合して、「共和社」が成立した。	上の指示によって成立した。	一時混乱に落ち込んだ、「共和社」が解体された。
金星農業生産合作社	1956年、232世帯(村全世帯の97.4%を占める)土地2800畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	ノルマ管理制度を設けて、養豚などの多角経営を行い、増産し、農民の収入も増加。
躍進高級農業生産合作社	1956年、村全世帯(29世帯、土地490畝)。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	経営混乱なので、減産した。1957年に、整頓して、増産した。
蘇華高級農業合作社	1956年、全郷の五つの村より構成した。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	ノルマ管理制度を設けて、多角経営を行い、公共資金が増加。



順道村高級社	1955年冬、村全員参加した。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	悪平等で農民の生産意欲が低下し、幹部が勝手に罰金を課し、責め罵りをして、農民との対立が深まる。その後上の工作隊の指導を受け、ノルマ管理制度を設けて、幹部の作風を整頓した。
代家堡村「五二九」高級合作社	1956年春、村全世帯参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	農民の生活状況は改善した。
瓦窑村農業高級社	1955年、村全世帯。	上の工作隊の指導を受けて、成立した。太原市で初めの「高級社章程」を作った。	農業技術を改善し、野菜を栽培し、農民の収入は増加。
五一社	1956年春、石溝村全世帯。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	「按劳分配」(労働に応じて分配する)原則を徹底的に実施し、増産し、農民の収入も増加。
永久高級合作社	不明、甘草崙と庄頭村二つの村より構成。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。農民の心構えができていない時に急に成立された。	一時混乱に落ち込んだ、その後、ノルマ管理制度を設けて、水利工事を興し、果樹を栽培し、農民の収入は増加。
建新高級農業合作社	1956年春、北張村165世帯全員入社、土地2040畝。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	ノルマ管理制度を設けて、水利工事を興し、野菜を栽培し、農民の収入は増加。
民主高級農業生産合作社	1956年春、西郭湫、東郭湫、寺南、西牛、轆轤掌など五つの村より構成し、489世帯。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	混乱に落ち込んだ、社員の生産意欲が低下し、減産した。
新峰高級農業合作社	1956年2月、郭家梁、科頭、東塔、小娄峰、龍庄溝、睦連坡、水益など七つの村より構成した。	上の指導と助けを受けて、成立した。	統一経営を行い、悪平等で、減産した。その後、生産隊を単位として経営し、生産状況が回復した。
豊光社	1956年春、資本家1世帯を除いて、他の村全世帯が参加した。	幹部と党員、団員が先頭に立って指導するので、成立した。	統一経営を行い、ノルマ管理制度を設けて、増産した。

前進高級農業生産合作社	1956年春、村全世帯参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	一時混乱に落ち込んだ、その後、ノルマ管理制度を設けて、水利工事を興し、農業技術を改善し、増産した。
星火高級農業合作社	1956年1月、村全世帯参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。村の8割の世帯は初級合作社を乗り越え、直接高級社に入社した。	一時混乱に落ち込んだ、その後、上の工作隊の指導を受けて、ノルマ管理制度を設けて、水利工事を興し、農業技術を改善し、増産した。
尹家窑村高級合作社	1955年、村全世帯参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	混乱に落ち込んだ、農民の生産意欲が低下し、その年、20%減産した。
南緑樹村高級合作社	1955年5月、村全世帯参加、237世帯、土地3926畝。	地区の党の農工部長の指導と助けを受けて、成立した。	ノルマ管理制度を設けて、農地を改造し、農民の収入が増加したが、悪平等で農民の生産意欲が挫ける。
張花营村高級合作社	1956年初め、村全世帯参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	混乱に落ち込んだ、農民の生産意欲が低下し、30%減産した。
裕華農業社	1956年春、裕道川など九つの村より構成した。379世帯、土地3942畝。	上の指導を受け、行政的手段で成立した。	一時増産したが、悪平等で農民の不満を抱く。
金星高級農業合作社	1956年1月、村全世帯(110世帯)参加。	全国的に集団化運動の大きな高まりに巻き込まれる。	一時混乱に落ち込んだ、その後、ノルマ管理制度を設けて、増産した。

出典：太原市農業合作史編集委員会編『太原農業合作史・總巻・第一冊・典型村社史』山西人民出版社、1993年。

山西省太原市の四十二の高級合作社はほとんど中共と毛沢東の鶴の一声で全国的に集団化運動の大きな高まりが現れる情勢下で成立した。「右傾保守思想を批判する」風潮の中で、上の指導と助けを受けて、幹部と党員、団員が先頭に立って指導するので、行政的手段を利用して成立した。一方、国の強制的集団化に対して、農民からある程度の抵抗も現れていた。四十二社の中、十五社は一時混乱に落ち込んだが、そ

の後、上の工作隊の指導を受けて、ノルマ管理制度を設け、水利工事を興し、農業技術を改善し、増産に成功した。それでも内七社は混乱に陥り、農民の生産意欲が低下し、結果的に減産に繋がり、更に解散したケースも見られた。集団化した後、順調に増産し、生活状況も改善できたのは四十二社の半分以下である十九社しかなかった。

### Ⅲ . 国家による村落への厳格な管理と「瞞産私分」

一九五〇年代後半、国家は人民公社に軍隊的な要素を取り入れて編成した。後夏寨では、一九五八年に軍事化の改造を成し遂げ、大隊を連隊化した。一村がすなわち一個の連隊であり、四人の排長があり、村長が連長となった<sup>42)</sup>。後夏寨はその時、大人民公社（紅專公社と呼ばれる）の四営である孫庄営に属した。一個の営は一〇の村から構成され<sup>43)</sup>、一切の行動は軍事化され、呼び笛を吹かれると、村民は集合した。畑仕事する時も隊を組んでいった<sup>44)</sup>。

大躍進の時、村落の中に性別と年齢によって分類された各種の隊が作られた。各村には四つの隊があり、それには老人による「老黄忠隊」、女子青年の「花木蘭隊」、男子青年の「敢死隊」、中年女性の「穆桂英隊」などがあり、みなどこかに属していた。彼らはさらに「集団生活をし、特別なことがない限り家には帰らなかった。」<sup>45)</sup>さらに女性の老人は「余太君隊」、若い青年は「五虎隊」<sup>46)</sup>子供は「小老虎隊」を組織した<sup>47)</sup>。山西省D村は「突撃隊が置かれ、共産主義青年団から能力のある人間を抜擢して組織した。主に畑で科学試験・労働を行い、また学校の管理も行った。その中から優秀な学生を抜擢し、後継者として育てていた。」<sup>48)</sup>当時の隊長によれば、「突撃隊は団員の中から有能な人間を選抜して組織された。」「私が本村団支部書記兼突撃隊長となった時、12人の有能な団員と突撃隊を組織し、農地で科学的な試験をした。」<sup>49)</sup>

更に、山西省D村では、「躍進隊」を組織した。「躍進隊は主に地主・富農・反革命分子・壊分子・右派分子などで構成されていた。」「皆王家の祠堂に集められ、彼らに対して管理を行

い、「昼間は彼らに強制的に労働させ、夜になると批判闘争を行った。そして地主・富農に対しては隠し財産を差し出させ、出さなければ殴るなどした。」<sup>50)</sup>他の証言によれば、「躍進隊は主要には階級成分が悪く、窃盗、賭博などをやる問題のある人、或いは幹部の怒りに触れたような人たちであった。」「これらの人は食堂で食事をして外で労働し、夜になって帰ってくると闘争をして、殴られていた。」といった<sup>51)</sup>。

この時、国家権力による村落社会の厳格な編成は最高潮に達し、村落は軍隊組織と同様に組織化されており、すでに村民の日常生活は統制され、集団生活の中で村民は個人の内緒話もできないほどであった。元来からのすべての社会結合関係は、この時期完全に国家権力の統制下に入った。しかし、いかなる権力であっても、もしほとんど無制限に膨張するのであれば、社会的安定を保持する力の均衡を破壊してしまうため、長期的な維持は不可能であろう。したがって、国家権力による強烈な圧迫は、必然的に元々の社会結合による反抗に遭うこととなった。このことは大躍進を破綻させる根本的な原因となった。

大躍進運動の失敗後、国家は農村で人民公社体制の調整を行い、生産隊を基礎とする三級所有制を確定した。村内では、高級社（人民公社）の時から、村落の生産隊の区分は互助組、初級社の組織と異なり、村の範囲で住んでいる場所によって分けられ、各生産隊の戸数は大体同数であった<sup>52)</sup>。馮家村では、生産隊を三つに分けたが、その方法は「土地の配置によって区分された。自分の希望によってではなく、参加したいかどうかによる」ものでもなかった<sup>53)</sup>。寺北柴村も居住地域の遠近によって小隊に分け、各隊の人数は同数ではなく、それは小隊の土地は人数に応じて分けたためであった<sup>54)</sup>。寺北柴村

では昔から、村落の中には、同族共居の習慣が存在したため、住所によって生産隊を区分した。これは同族関係による居住地域と重なっており、人民公社体制には宗族結合に重なる条件が与えられた。

一九五〇年代後半、国家は農村に対する軍事化管理を一挙に実現し、農村に対する最も厳格な統制を達成したが、このような空想的な社会主義の色合いを持つ軍事化組織は長続きすることにはなかった。大規模な水利、鉄作りなどに農民が動員されすぎたため、農業生産に深刻なマイナスの影響を与えた。そして、機械的平均主義は農民の生産意欲を低下させ、公共食堂は食糧を浪費した。その結果、大量餓死者が出るという悲惨な事態が発生した。その後、政府は人民公社体制を調整し、一九六〇年代初めには、生産隊を基礎とする公社、大隊、生産隊の三級所有制に改変した。生産隊は農民の最も基本的な集団であり、村内の居住区域によって区分され、村民の伝統的な宗族、居住地域関係によって補強された。大躍進の失敗以降、政府は三級所有制を実施し、その重点は生産隊に置かれた。したがって生産隊は国家が農民を組織する最も基本的な単位となった。その規模は十数戸から数十戸までであり、おおよそ元の大型互助組や初級社に相当し、宗族結合あるいは隣近所の関係により重層的な構造を持ち、相互間の直接的利益は密接に関連していて、村民の利益結合の基本的空間を形成した。生産大隊は元々の村落を基礎とし、元々の村落の結合関係と空間的に一致しており、村民たちの最も広範な地縁的利益結合を体現していた。このような結合は村落全体の利益を維持しており、国家権力に抵抗する主要な結合関係であった。人民公社は完全に国家の行政機関として機能し、公社幹部は国家の幹部であり、村民の目には彼が完全に国

家の代表であると映っていた。人民公社の規模は村落の範囲を超えたため、農民の伝統的社会結合はこの領域まで拡大することはなく、そのため、この空間内を農民たちは自己の利益関係と一致させて考えることができなかった。

人民公社を通じて、国家は村落に対して厳しい統制を敷いた。計画経済では、村落の作付け計画、分配基準などもすべて人民公社によって管理され、公社と村との関係について言えば、公社の党委員会には公社管理委員会が、村には村支部や村大隊がそれぞれ置かれていた。公社の党委は中国共産党の農村における基層組織であり、公社管理委員会は行政組織であった。公社の社長、副社長は公社の党委員会に参加し、各村の党務や行政事務や生産工作进行を指導する役割を担っていた。したがって、「この両者は上級、下級の指導関係であった。」<sup>55)</sup>

人民公社は生産大隊の生産計画と分配を管理していた。村民によれば、公社ができる、「村の生産や収穫は全て公社の指示によった。収穫の分配も公社の言う通りにした。余りは公社のものとなった。」<sup>56)</sup>入社当初、上級の管理は緩やかであったが、次第に厳格になり、何を植えるかを義務づけ、一定の生産量を要求するようになった。「もともとは何を植えるか決められただけだったのに、後には生産量まで規定された。」そのとき、「大隊の幹部も調査せずに勝手に公社に生産量を報告していたが、その数字は必ずしも完全なものではなかった。」<sup>57)</sup>そして、年末の分配に関しても必ず公社に指示を仰ぎ、許可を得ないかぎり分配することは不可能であり、「村と公社は緊密で一体化していた。」<sup>58)</sup>

大隊(村落)は公社からの生産計画を受けて、生産任務を定めた。各生産隊は土地に食糧、トウモロコシ、豆等の作付け量を提起したが、どの土地にどんなものを植えるか、大隊は関与す

ることはなく、生産隊によって具体的に計画された<sup>59)</sup>。生産隊長の任務は上級政府が与える指令の指標を具体化することだった<sup>60)</sup>。

公社は農民の食糧や生活までも厳しく管理した。国家が集団化を遂行した目的の一つは食糧の統制であり、集団を通じることによって食糧を徴収しやすくなったのである。集団化以前、食糧の徴収は困難であった。例えば寺北柴村では、かつて一九五四年に余剰の食糧を動員した。村民によれば、「一人一人の名前を呼ばれ、どのくらい供出できるか問われた。(中略)この時、やってきたのはやはり武装部」であり<sup>61)</sup>、国家と農民個人との関係はかなり緊張していた。

しかし集団化以降、国家は食糧を容易に徴収できる一方で、さらに農民の食糧も厳しく規定した。村民によれば、初級社の時の食糧生産は増大し、国家は食用の食糧を一人に三〇〇斤と規定し、残った食糧は国家に売却させた。高級社の時も同様であり、食べる食糧の量はあまり変化しなかった<sup>62)</sup>。一九五三年から国家は統一購買・統一販売を実施し、沙井村の生産量は国家により査定され、それを超過した場合には、奨励が出た。しかし、任務を遂行できなかった場合、社員の食糧供給量は少なくなった。農民は「農業支出は多く、食糧価格は低い、国定価格だ。」と不満を漏らしていた<sup>63)</sup>。集団化以降、農民の生活水準は下降した。まず農民個人の食糧消費量が減少し、次に食べることのできる食品目も変化した。華北農村では、小麦が「主食」であったが、生産量の低下や政府生産制限により、生産量の多いトウモロコシや高粱などの「雑穀」の生産を推進し、この時期の農民はトウモロコシや高粱などの「雑穀」を主食としていた。さらに食用油や野菜の消費量も政府によって制限された。馮家村の王汝香(祥)によれば、解

放以後、土地を深く耕した年から生活が悪くなり、その後さらに悪化した。文革の時に「毎日八両を食べて、三ヶ月間で八〇～九〇斤の小麦を食べた。その他は雑穀で雑穀(ママ)が多かった。」<sup>64)</sup>

国家は計画経済を行い、農作物の種類を決め、村落の農作物の種類も変更させた。国家は食糧作物(トウモロコシ、高粱など)を多く栽培させた。後夏寨では、高級社以後落花生生産が減少したため、村の油坊は閉鎖された<sup>65)</sup>。農民の食糧は粗糧(雑穀)が主であり、食用油などは非常に少なかった。

さらに、しばしば村幹部は食糧の生産量に関して虚偽の報告をしたため、実質の生産量の大部分が上納され、その結果農民の食糧が不足する状態となった。寺北柴の徐孟祥へのインタビューによれば、

[質問]「公社の時の売却量はそれ以前の倍ぐらいか。」

[答え]「五七年の量はそれほど多くない。五八年以後の量は倍以上だった。」

[質問]「あなたは当時大隊長だった筈、上納量が多いことに同意したのか。」

[答え]「同意しないわけにはいかなかった。」

[質問]「やはり多めに報告したのか。」

[答え]「多く言わなければ批判されてしまう。モデルと比べられてしまう。比べられたうで、別な隊が多く報告すれば、我々も多く言わねばならない。他の隊が畝当り七〇〇斤なのに、寺北柴はなぜ五〇〇斤なのかと言われれば、多く言わないわけにはいきまい。」<sup>66)</sup>

農村幹部については、中村則弘が「国家の命

令と地域民衆の要求との間のジレンマ」と「基層幹部の威信と経済的報酬との間のジレンマ」によって、四類型即ち利権屋型、国家献身型、民衆代表型と土着ボス型に分類した<sup>67)</sup>。調査村での幹部らは「四清運動」までに、大部分は国家の命令に従い、完全に国家の代理人となった。これにより、国家は厳格に村落を統治することができた。

初級社に続いて、国家は強力に高級社を推進し、人民公社制度を確立した。人民公社体制の下に、村落の全員が生産隊に参加し、村落は国家の最も基層部分の行政単位になった。村落の生産（栽培）計画、分配基準なども公社によって決定されており、この時期の村落は国家に厳格にコントロールされた。しかし、人民公社体制の中において、伝統的社会結合がすべて排除されていたわけではなく、むしろ一部分は却って強化されていた可能性も否定できない。華北における自然村落は人民公社時代でも基本的な地域社会結合（生産大隊）として残された。国家による食糧などの徴収は生産大隊（華北において村落に相当する）を単位として行われたが、これは清代の「順庄法」と近似していた。村落は国家の徴収の単位であり、国家の徴収に対応するために村落地縁結合は強化された。例えば次の現象は調査村においてよく発生したことであった。即ち「瞒産私分」（生産量が少なく偽って報告し、偽った分を村民自分たちで分けること）と村の「少報土地」（土地面積についても虚偽に小さいと報告し、上納量を少なくすること）である。国家の過度の徴収に対抗して、村落の結合は強くなった。その他、村落中の生産隊の区分は居住区域によって区分されていたが、伝統的な同族共居によって、同族と生産隊とは重なっており、したがって宗族結合も強化された。人民公社体制下において、戸籍は

厳格に管理され、村民が自由に移動することは不可能であった。日常的互助も主に村落範囲内で行なわれていた。国家が計画経済を行い、村落の農作物の種類を決め、家庭副業と定期市場も厳格に管理されることとなった。村民と村落以外の連絡も減少し、村落はもっとも基本的な生活圏となり、日常的互助も村落範囲内で行われた。

## おわりに

本稿において華北農村における国家権力の特徴が「専制的権力が強く、基礎的権力が弱い」ということについて明らかにした。近代になって、国家権力の村落への伸張は一層強化されたが、基礎的権力はさらに弱体化した。特に国家権力の分裂によって、国家権力は暴力的になり、物理的強制力を強め、正統性・合理性は不十分になったため、全体としての国家権力は弱体化していった。清末以来、国家は村落に対する徴収を強化していたが、一方で村民の国家意識は弱くなっていった。

国家権力は、村落社会結合の中核であるということである。一般的な社会人類学的調査と異なる視点から中国の社会結合について考察する際、最も核心となる問題は、国家が存在する状況下の地域の範囲内における社会秩序の維持と国家権力との関係である。こうした視点から見た場合、中国では国家権力が村落社会結合の中核であったことが分かる。村落社会結合は完全ではなかったので、自律性が低下した場合には、その社会秩序の維持は、国家権力の介入を必要とした。民俗宗教の中には帝政国家の観念が深く浸透していた。村落における一部の互助行為は国家によって管理され、あるいは国家行政活動に吸収されていた。国家は村落社会の再

編に圧倒的な力を持ち、保甲制・郷里制・郷地制から集団化・人民公社に至るまで、国家の村落に対する再編は、人々に対するコントロールから地域に対するコントロールまで及び、さらには人々の生産・生活までも制御し、国家権力は村落社会の隅々にまで拡大していた。

しかしながら、華北村落において国家権力に対抗する組織が形成されにくかったということは、必ずしも村落から国家権力への反乱がないということを意味してはいなかった。華北における国家と村落という統治と被統治の関係についていえば、「統治政策の実施 村落による抵抗 統治政策の更なる調整（統治の維持）」という日常的なプロセスは崩されやすかった。何故なら、村落内部には対抗する組織が形成されにくかったからである。その結果、国家権力からの伸ばしは往々にして制限無く行われることになった。そのため村落における反抗的エネルギーは長い期間にわたって少しずつ積み重ねられ、最終的に爆発し、反乱に至ることになった。現在中国農村部でよく起こった「群体事件」（大規模的或いは暴力的抗議行動）はこのような国家権力構造を物語っている。

## 注

- 1) 和田清は中国の帝政時期の政治体制に関して、「上は天子より下は微士卑官に至るまで、中央政府では宰相から属僚まで、地方官では総督巡撫から知州知県の及ぶまで、ピラミッド型の官僚階級が整然として出来上って居り、独裁専制の政権を維持して来たのであるが、その統轄は知州知県等の所謂「親民の官」までに止まり、更にその下の一般人民には殆んど及ばなかった。」と述べている（和田清編（1939）『支那地方自治発達史』汲古書院、2ページ）。
- 2) 清水盛光によれば、「中国における官治機構の末端が州県衙門に止まり、州県以下の郷村統治に関しては官みずからの機関を以て直接これに関与することなく、庶民に役を課して官治の補助機関たらしめ、いわゆる郷人をして郷を治めるといふ方法を採用した。」という（清水盛光（1951）『中国郷村社会論』岩波書店、13ページ）。
- 3) スキナーによれば、「地方の準政治組織はより弱く、ほとんど効率的ではなかったし、地位の低い指導者によって支配された。」という。（G. William Skinner（1993）*Marketing and Social Structure in Rural China*, Association for Asian Studies, Inc = 日本語版：G. W. スキナー著・今井清一他訳（1979）『中国の農村市場・社会構造』法律文化社、日本語版、119ページ）。
- 4) 中国史研究会が刊行した二冊（中国史研究会編（1983）『中国史像の再構成 国家と農民』文理閣。中国史研究会編（1990）『中国専制国家と社会統合 中国史像の再構成Ⅱ』文理閣）の論文集の中で、春秋戦国期に於ける土地制度の様子を検討した渡辺信一郎は、各国の王権に集中させるとともに、小経営生産様式及び土地所有次元の萌芽の支配 隷属関係を主権のもとに編成・集中し、やがて皇帝権力のもとに統一してゆく過程である、という見解を導き足している。（渡辺信一郎「国家的土地所有と封建的土地所有」『中国専制国家と社会統合 中国史像の再構成Ⅱ』）また、唐宋変革期に於ける家族関係の視座から検討を加えた大澤正昭は、人間関係の基調は、家族主義的な集团的関係を基本とするものから、個別の人間関係（契約関係等）を基本とするものへ変化していったと言えるであろう、そしてこれは、国家の裁判などの公共機関へと集中して行く性質をも持った関係として立ち現れていた、（大澤正昭「『答』・『僕』・『家族関係』 『太平広記』・『夷堅志』に見る唐宋変革期の人間関係」『中国専制国家と社会統合 中国史像の再構成Ⅱ』）と結論付けている。足立啓二は、これらの共同研究の成果について「第一巻では、小経営を直接に編成し、その剰余をもとに社会を再生産する主体、中国における生産関係として専制国家をとらえた。その上で前近代社会発展の原動力であり、国家編成の展開の基底ともなる。小経営の中国における発展の諸階段を示した。第二巻では、非共同体的社会構造とその上に存在する主権の集中した専制国家を論じ、専制国家が社会を統合し再生産する過程としての財政・貨幣の構造について分析した。」と述べて、研究史上に位置付けている。（足立啓二（1998）『専制国家史論 中国史から世界史へ』柏書房、48ページ）。
- 5) Helen Siu, 1989, *Agents and Victims in South China*, Yale.
- 6) 魏光奇によれば、まず門閥世族などに代表される各種の血縁組織が吸収され、長らく続いていた郷官制度にあっても唐代に至ると「郷職」の地位は「差役」へ下がり、そして里社制度が衰退し、それに代わって郷地制度が誕生した結果、国家の地縁組織が強化されたものの、その一方で社会は弱体化への途を辿った、とされる。（魏光奇（2000）「清代直隸的里社与郷地」『中国史研究』第一期）。
- 7) 夫馬進（1997）『中国善会善堂史研究』同朋舎出版、523～526ページ。
- 8) 清代順天府宝坻県衙の文書を調べた小田則子

- は、郷保の選出、同族の土地の管理、首事人への訴訟、村廟の修理、祭りの運営、道や橋の修理、共有物の管理、賭博の禁止、打更の実施など様々な用件について、村民が県に報告・提訴・請願し、命令を求めている事実 例えば、賭博の禁止を定めた「公議」の拘束力が弱かったために、村民はその解決を国家権力に委ねなければならなかった を指摘した上で、「もとより華北の郷村の合議（『公議』）のなかには、県政府と対抗するかに見える自律的な輿論形成の活動や、広域的な公益事業が出現するわけではない」と述べ、村落の自律の弱さと国家権力の存在を明らかにしている（小田則子（2001）『清代の華北郷村における公義 順天府宝坻県の事例』『名古屋大学東洋史研究報告』第二十五号）
- 9) 「統治者のエリートとしての代表者は官吏で、地主ではない、だから、官吏こそは農民攻撃の目標である。農民の自発的に反抗する対象に関する選択は、中華民国の農民は顕著な国家からの圧迫意識をもっており、階級的な被搾取意識は却って薄いということを証明した。」(Fairbank, John King The Cambridge History China. Vol.13, Republican China 1912-1949, Part 2. Cambridge University Press 1986; 中国語版: 畢仰高(Bianco, Lucien)『第六章 農民運動』、費正清主編、章建剛など訳(1992)『劍橋中華民國史』第二部、上海人民出版社、331~332ページ)
- 10) 中国農村慣行調査刊行会編(1952~1957)『中国農村慣行調査』巻五、岩波書店、298ページ。以下『中国農村慣行調査』を『慣行調査』と略する。また『慣行調査』巻 ページ、即ち五巻298ページ」の如く略称する。
- 11) 中村哲編(1993)『東アジア専制国家と社会・経済 比較史の視点から』青木書店、32~33ページ。また、社正勝(1990)『編戸齊民 伝統政治社会結構之形成』聯経出版事業公司、32~33ページを参照。
- 12) 周代の郷遂制は、王城の近郊では、五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を党とし、五党を州とし、五州を郷とし、一郷は一万二千五百家である。王城の郊外では、五家を隣とし、五隣を里とし、四里を鄰とし、五鄰を鄙とし、四鄙を県とし、五県を遂とし、一遂は一万二千五百家である。漢代の長老制は、十里に一亭を設け、十亭に一郷を設けた。唐代の郷里制は、三家を保とし、四家を隣とし、十家以上を村或は坊とし、百家を里とし、五里を郷とした。宋代の保甲制は、小保(十家)、大保(五十家)、都保(十大保)を設けた。張琢(1997)『中国基層社区組織の変遷』『社会学研究』第四期。また、白鋼主編(1996)『中国政治制度通史』人民出版社、参照。
- 13) 魏光奇(2000)『清代直隸の里社と郷地』『中国史研究』第一期。
- 14) 清水盛光(1951)『中国郷村社会論』岩波書店、388ページ。
- 15) 中村哲編(1993)『東アジア専制国家と社会・経

- 済 比較史の視点から』青木書店、32~33ページ。
- 16) 「紳士の手によって立てられ運用される国家法と、民衆に日常生活における規範意識との間に、価値体系としての等質性が目立つのも、むしろ当然のことであろう。」(滋賀秀三(1967)『中国家族法の原理』創文社、16ページ)
- 17) 「権威の承認を求め服従の動機を喚起する捷徑は、国家権威と儒教権威とのすりかえであろう。これに成功すれば、国家意思への服従が規範への敬虔な順応と意識され、権力の要求が儒教的当為と錯覚されるにいたる。」(赤塚忠、金谷治、福永光司、山井湧(1967)『中国文化叢書三 思想史』大修館書店、92ページ)
- 18) 「頒行六諭臥碑、行八旗直隸各省舉行郷約、于毎月朔望日聚集公所宣講: 孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為」(『清朝文献通考』巻二一、職役二、考五〇四七)
- 19) 『慣行調査』五巻297ページ。
- 20) 『慣行調査』一巻315ページ。
- 21) 拙稿(2012)『互助組の結成から見る中国の国家権力と人間関係』『東アジア評論』第4号、長崎県立大学東アジア研究所。
- 22) 三谷孝編(1999~2000年)『中国農村変革と家族・村落・国家 華北農村調査の記録』第一巻、汲古書院、665ページ、沙井村張麟炳への聞き取り。以下、『中国農村変革と家族・村落・国家 華北農村調査の記録』を『華北農村調査』と略する。また、『華北農村調査』の注の表記方法は『慣行調査』巻、 ページという表記方法を探る。
- 23) 「一九五六年到一九六七年全国農業発展綱要(草案)」、中共中央文献研究室編(1994)『建国以来重要文献選編』第八冊、中央文献出版社。
- 24) 『華北農村調査』一巻756ページ。
- 25) 『華北農村調査』一巻756ページ。
- 26) 『華北農村調査』二巻62ページ。
- 27) 『華北農村調査』二巻512ページ。
- 28) 弁納オ一(2010)『華北農村訪問調査報告(2)』、『北陸史学』第五十七号。
- 29) 沙井村張麟炳への聞き取り、『華北農村調査』一巻755ページ。
- 30) 沙井村張麟炳への聞き取り、『華北農村調査』一巻665ページ。
- 31) 三谷孝編(1993)『農民が語る中国現代史』内山書店、175~176ページ。
- 32) 『華北農村調査』一巻182ページ。
- 33) 『華北農村調査』一巻405ページ。
- 34) 『華北農村調査』一巻750ページ。
- 35) 『華北農村調査』二巻120ページ。
- 36) 『華北農村調査』二巻333ページ。
- 37) 『華北農村調査』二巻342ページ。
- 38) 『華北農村調査』二巻462ページ。
- 39) 『華北農村調査』二巻488ページ。
- 40) 弁納オ一(2011)『華北農村訪問調査報告(5)』、『金沢大学経済論集』第32巻第1号。



- 41) 河野正・田中比呂志(2012)「華北農村訪問調査報告<sup>(2)</sup> 2010年8月・12月、山西省P県D村」、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第63集。
- 42) 『華北農村調査』 二巻74～75ページ。
- 43) 『華北農村調査』 二巻84ページ。
- 44) 『華北農村調査』 二巻98ページ。
- 45) 『華北農村調査』 二巻84ページ。
- 46) 『華北農村調査』 二巻98ページ。
- 47) 『華北農村調査』 二巻118ページ。
- 48) 河野正・佐藤淳平訳、田中比呂志監修(2012)「山西省農村調査報告 2010年7月・8月・12月、P県の農村」、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第63集。
- 49) 行龍・郝平など(弁納オ一訳)(2011)「山西省農村調査報告<sup>(2)</sup> 2010年7月、P県の農村」、『金沢大学経済論集』第31巻第2号。
- 50) 郝平・常利兵など(河野正・佐藤淳平訳、田中比呂志監修)(2012)「山西省農村調査報告 2010年7月・8月・12月、P県の農村」、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第63集。
- 51) 郝平・常利兵など(河野正・佐藤淳平訳、田中比呂志監修)(2012)「山西省農村調査報告 2010年7月・8月・12月、P県の農村」、『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第63集。
- 52) 後夏寨王維章への聞き取り、『華北農村調査』 二巻74～75ページ。
- 53) 『華北農村調査』 二巻474ページ。
- 54) 『華北農村調査』 一巻177ページ。
- 55) 平原県李海彬・王成和への聞き取り、『華北農村調査』 二巻101ページ。
- 56) 沙井村李広明への聞き取り、『華北農村調査』 一巻750ページ。
- 57) 寺北柴郝老艶への聞き取り、『華北農村調査』 一巻368～369ページ。
- 58) 平原県李海彬・王成和への聞き取り、『華北農村調査』 二巻101ページ。
- 59) 馮家村孫義争への聞き取り、『華北農村調査』 二巻560ページ。
- 60) 後夏寨王維宝への聞き取り、『華北農村調査』 二巻102ページ。
- 61) 『華北農村調査』 一巻107ページ。
- 62) 呉店村郭仲安への聞き取り、三谷孝編(1993)『農民が語る中国現代史』内山書店、74ページ。
- 63) 『華北農村調査』 一巻738ページ。
- 64) 『華北農村調査』 二巻546ページ。
- 65) 『華北農村調査』 二巻146ページ。
- 66) 『華北農村調査』 一巻183ページ。
- 67) 中村則弘(1994)『中国社会主義解体の人的基礎』国際書院、参照。

付記：本研究は、2012年度長崎県立大学学長裁量教育研究費の助成による研究成果の一部である。